



米子市長定例記者会見資料	
平成31年2月12日	
担当課	総務管財課 高眞 健康対策課 清水
総務管財課	電話 0859-23-5330
健康対策課	電話 0859-23-5450

報道機関各位

市有施設における受動喫煙対策について

1 概要

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年7月25日公布法律第78号)が成立し、受動喫煙対策が強化されました。望まない受動喫煙の防止を図るため、多くの方が利用する施設等の区分に応じ、一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、施設等の管理者が講ずべき措置等について定められました。

これを受け、米子市では平成30年10月から市役所をはじめとした市の各施設内においては原則禁煙としていますが、平成31年4月1日から大部分の施設の敷地内についても禁煙となります。

2 敷地内禁煙の実施日

平成31年4月1日

3 敷地内禁煙対象外施設

施設の特异性から、以下の施設については敷地内禁煙の対象外とします。

公会堂、文化ホール、さなめホール、観光センター、白鳳の里

4 参考資料

健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号) 概要(別紙)

問合せ先

総務管財課 角 電話 0859-23-5331

健康対策課 仲田 電話 0859-23-5451